

スーパー・マネー・マーケット・ファンド

自動けいぞく投資約款

東 海 東 京 証 券 株 式 会 社

- ・スーパー・マネー・マーケット・ファンドは外貨建ての外国投資信託です。従って円貨で投資される場合は、為替変動による リスクがあります。
- ・組入証券の価額、外国為替相場等の変動に伴いファンド受益証券について発生する損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。
- ・投資信託であるため、元本が保証されているものではありません。

1. 約款の趣旨

この約款は、お客さま（以下「申込者」といいます。）と、東海東京証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間のブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エーの発行するスーパー・マネー・マーケット・ファンドクラスB受益証券（以下「スーパー・マネー・マーケット・ファンド」といいます。）の自動けいぞく投資に関する取り決めです。

当社は、この約款に従ってスーパー・マネー・マーケット・ファンドの自動けいぞく投資契約（以下「自動投資契約」といいます。）を申込者と締結いたします。

2. 申込方法

- (1) 申込者は、所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名捺印し、これを当社の本・支店または営業所（以下「扱店」といいます。）に提出することによって自動投資契約を申込みのものといたします。ただし、次の場合には、申込者からのお申し出により自動投資契約の申込みが行われたものとし、申込書の提出は不要といたします。
 - ① すでに他の自動けいぞく投資コース（財形貯蓄、株式を除く。）の自動投資契約が締結されているときで、スーパー・マネー・マーケット・ファンドの第1回目の払込みが行われた場合。
 - ② すでに総合取引契約を締結しており、有価証券、その他当社において取り扱う証券、証書、権利または商品の利金、償還金、売却代金または解約代金のうち、当社において外貨で支払われるものをスーパー・マネー・マーケット・ファンドに入金する取引の申込みが行われた場合。
- (2) 自動投資契約が締結されたとき、当社はただちに申込者のスーパー・マネー・マーケット・ファンド自動けいぞく投資口座を設定いたします。
- (3) 外国証券の取引に関する契約を締結されていない申込者は、契約の締結が必要となります。なお、契約を締結する際に交付される外国証券取引口座約款における預り証の交付に関する規定は適用されず、預り証にかえてお取引明細書を交付いたします。
- (4) 上記(1)①および②に基づき、口座を設定した場合には、自動けいぞく投資口座開設のご案内を遅滞なく送付または交付いたします。

3. 金銭の払込み

- (1) 申込者は、スーパー・マネー・マーケット・ファンドの買付けにあてるため、買付けの払込みは1米ドル以上の金銭（以下「払込金」といいます。）を外貨またはその円貨相当額で、その口座に払い込むことができます
- (2) 前項の規定にかかわらず、申込者が、有価証券、その他当社において取扱う証券、証書、権利または商品の利金、償還金、売却代金または解約代金のうち、当社において外貨で支払われるものの取得については、0.01米ドル以上の金額とします。

4. 買付時期・価額

- (1) 当社は、申込者から買付けの申込み（申込金額とその払込通貨を明示）があった日（締切時間：午後2時、半休日は正午）の翌営業日に払込金を受け入れ、遅滞なくスーパー・マネー・マーケット・ファンドの買付けを行います。
- (2) 前項の買付価額は、買付日の前日の基準価額といたします。
- (3) 買付けられたスーパー・マネー・マーケット・ファンドの所有権ならびにその元本、または果実に対する請求権は、買付日から申込者に帰属するものといたします。

5. 保管

- (1) この自動投資契約によって買付けたスーパー・マネー・マーケット・ファンドは、他の申込者のスーパー・マネー・マーケット・ファンドと当社において混蔵して保管いたします。なお、当社の保管に代えて他の金融機関に再委託することがあります。
- (2) 当社は、当該保管にかかるスーパー・マネー・マーケット・ファンドにつき、外国証券取引口座約款における口座管理料に関する規定に定める口座管理料を申受けることがあります。

6. 果実の再投資

5.の保管にかかるスーパー・マネー・マーケット・ファンドの各ファンドの果実は、前月の最終営業日（その翌日以降に買付けた場合については、当該買付日）から当月の最終営業日の前日までの分を毎月の当該最終営業日に申込者に代って当社が受領のうえ、所定の国内源泉税を控除後当該申込者の口座に繰り入れ、その全額をもってスーパー・マネー・マーケット・ファンドの各ファンドを当該最終営業日の前日の基準価額で遅滞なく買付けます。

7. 転換

1つの外貨建MMF（以下、ファンドという。）から他のファンドに転換を希望する申込者は、2つのファンドの共通営業日（ただし、直後のそれぞれのファンドの営業日が同一日である日に限る）に、当社に対して転換を請求することができます。当該請求には、転換される口数等を指定す

るものいたします。転換により発行される口数は、転換請求の翌営業日の前日に適用されるそれぞれのファンドの純資産価額に基づいて決定されます。

8. 返還

(1) 申込者は、当社を通じて申込者の所有するスーパー・マネー・マーケット・ファンドおよび果実の返還を請求することができます。

この場合、当該請求にかかるスーパー・マネー・マーケット・ファンドについては、返還の請求があった日（締切時間：午後2時、半休日は正午）の翌営業日の前日の基準価額により、これを換金し、翌営業日以降にその金銭を、外貨またはその円貨相当額の金銭の引渡しをもって返還にかえるものいたします。果実の返還は、所定の国内源泉税を控除後、外貨またはその円貨相当額の金銭を支払うものいたします。

(2) 前項の請求は、所定の手続きによってこれを行うものとし、当社は、登録印の押捺された所定の受領書と引き換えに、取扱店において申込者に返還いたします。

9. 解約

(1) この自動投資契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものいたします。

①申込者から解約の申し出があったとき。

②当社が、スーパー・マネー・マーケット・ファンドの自動けいぞく投資業務を営むことができなくなったとき。

③スーパー・マネー・マーケット・ファンドが償還されたとき。

(2) 当社は、引続き3ヶ月を超えて払込金のない自動投資契約については、これを解約させていただくことがあります。

(3) この自動投資契約が解約されたとき、当社は、遅滞なく保管中のスーパー・マネー・マーケット・ファンドおよび果実を8.に準じて取扱店において、申込者に返還いたします。

10. 申込事項等の変更

(1) 改名、転居ならびに登録印の変更など申込事項に変更があったときは、申込者は、所定の手続きによって遅滞なく当社に届出いただきます。

(2) 前項のお届出があったとき、当社は、戸籍抄本、印鑑証明書、その他必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。

11. その他

(1) スーパー・マネー・マーケット・ファンドの「営業日」とは、日本の金融商品取引業者、ニューヨーク証券取引所およびニューヨークの銀行営業日、ルクセンブルグにおける銀行がすべて営業を行っている日を意味します。

- (2) 当社は、この自動投資契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
- (3) 当社は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。
- ①登録印の押捺された所定の受領書と引き換えに、この自動投資契約に基づくスーパー・マネー・マーケット・ファンドまたは果実を返還した場合。
 - ②印影が届出印と相違するために、この自動投資契約に基づくスーパー・マネー・マーケット・ファンドまたは果実を返還しなかった場合。
 - ③天災地変その他不可抗力により、この自動投資契約に基づくスーパー・マネー・マーケット・ファンドの買付けもしくは、スーパー・マネー・マーケット・ファンドまたは果実の返還が遅延した場合。
- (4) この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要を生じたときは、改訂されることがあります。

以 上

(平成 28 年 10 月)